

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 金城好春議員、10番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第2. 議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として議案第12号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第8号）、ほか下水道事業会計及び各特別会計3件の補正予算が提出されていますので、本日議題とします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3. 議案第12号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第8号）

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議案第12号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。議案第12号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第8号） 令和2年度南風原町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,302万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億8,733万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条 債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。（繰越明許費）第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。（地方債の補正）第4条 地方債の追加、変更は「第4表地方債補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第12号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第8号）について、概要を説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正について、今回の補正は、国の補正予算に伴う新たな計上、新型コロナウイルスの影響による事業中止等による減や、実績見込みによる過不足等により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ8,302万8,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は、199億8,733万9,000円となります。内容については、12ページ以降の事項別明細で説明いたします。

6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正について説明します。「広報はえばる」、「議会会議録」、「はえばる議会だより」の印刷製本業務は、契約から納品までの期間が短く前年度から作業を行うためです。限度額はそれぞれ記載のとおりで、期間はいずれも令和2年度から令和3年度までです。

7ページをお願いいたします。第3表繰越明許費について説明します。2款1項. 庁舎設備等機能強化事業2億7,887万5,000円は、庁舎の空調機等について、国の補正予算を活用し翌年度に整備を行うため、令和4年1月中旬の完了を予定しております。電子計算機器導入事業902万円は、庁内電算機器入替えに伴い、導入機器の検証や構築等に時間を要したことによるもので、4月下旬の完了を予定しております。

3款2項. 保育対策総合支援事業2,625万円は、新規開園予定の小規模保育園改修費等支援事業において、建築確認に時間を要したことによるもので、6月中旬完成、7月初旬の開園を予定しております。

4款1項. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業9,713万5,000円は、厚生労働省通知に基づき、令和3年9月までに必要な予算を年度内で措置し、ワクチン接種体制を確保することによるものです。

7款1項. 地域産業支援事業4,010万円は、地方創生臨時交付金を活用し、沖縄県緊急事態宣言による時短営業で影響を受けた、中小企業を支援する給付事業で、4月以降に給付、8月末の完了を予定しております。

8款1項. 南風原町都市計画マスタープラン策定業務550万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、調整に時間を要したことや地域説明会等の開催ができなかったことによるもので、令和4年3月末の完了を予定しております。津嘉山中央線街路事業2,264万2,000円は、占用物件の撤去に時間を要したことによるもので、11月末の完了を予定しております。津嘉山中央線街路事業（2工区）2,213万9,000円は、用地交渉や補償交渉に時間を要したことによるもので、6月末

の完了を予定しております。

9款1項. 防災体制強化事業565万7,000円は、国土強靱化地域計画策定業務について、強靱化に関連する事業の調査に時間を要したことによるもので、4月中旬の完了を予定しております。

10款2項. 南風原小学校空調機設置工事1,101万7,000円は、既設設備の調査や設計に時間を要したことによるもので、5月末の完了を予定しております。感染症対策事業640万円は、学校保健特別対策事業費補助金の交付決定が年度末となることによるもので、令和4年2月末の完了を予定しております。公立学校情報機器整備事業264万円は、G I G Aスクールサポーターの派遣事業者が見つからなかったことによるもので、10月末の完了を予定しております。教科書改訂に係る経費285万1,000円は、教師用の教科書及び指導書の納品が3月末を予定していますが、不測の事態を想定し繰越手続を行うものです。

8ページをお願いいたします。10款3項. 南風原中学校空調機設置工事777万1,000円は、既設設備の調査や設計に時間を要したことによるもので、5月末の完了を予定しております。中学校改修工事391万4,000円は、新年度のクラス増が年度末に判明したことによるものです。感染症対策事業320万円及び公立学校情報機器整備事業132万円、教科書改訂に係る経費431万5,000円は、小学校費の同事業にて説明したとおりです。

9ページをお願いいたします。第4表地方債補正について説明いたします。総務債は、新型コロナウイルス感染症の影響による特別措置の減収補填債8,450万円、第2表繰越明許費で説明した庁舎空調機等整備のための庁舎設備等機能強化事業債9,800万円の増となります。土木債の道路環境美化整備事業債は、事業実績によるもので限度額より120万円の減となります。補正後の地方債限度額の合計は6億4,760万円になります。

続いて事項別明細の説明ですが、今回の補正予算の大半は、事業実績に伴う増減ですので、歳入歳出各款項における実績による補正の説明は省略し、その他の理由により補正する予算を中心に説明いたします。

歳入について説明いたします。12ページから14ページをお願いいたします。1款1項. 町民税から1款3項. 軽自動車税までの各税目の補正は、それぞれ令和2年度中の調定額の増減によるものです。

15ページから20ページをお願いいたします。3款1項. 利子割交付金から8款1項. 環境性能割交付金までの補正は、県からの交付見込額通知によるものです。

21ページをお願いいたします。12款1項5目. 総務費負担金59万4,000円の増は、東部消防組合庁舎建設に

おける、磁気探査業務に係る経費の西原町、与那原町分の負担金です。

25ページから26ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金3億2,302万2,000円の減は、小規模保育園改修費補助の組替えによる、保育対策総合支援事業費補助金の増はあるものの、主に今年度の認可保育園分園予定から令和3年度予算での増築に計画変更となったことによる、保育所等整備交付金の減等によるものです。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金4,450万円の減については、歳入28ページの民生費県補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業（子育て支援）補助金3,247万1,000円に組替えとなります。2目. 衛生費国庫補助金9,544万1,000円の増は、主に第3表繰越明許費で説明した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増等によるものです。4目. 教育費国庫補助金779万2,000円の増は、主に各小中学校における令和元年度から令和2年度の児童生徒数の増加に対し追加交付される、公立学校情報機器整備補助金、補助率3分の2で財源補正及び感染症対策のための物品等購入に対する学校保健特別対策事業費補助金、補助率2分の1によるものです。6目. 総務費国庫補助金354万8,000円の増は、主に特別定額給付金事務費補助金の減はあるものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増等によるものです。

29ページをお願いいたします。15款2項6目. 教育費県補助金569万1,000円の増は、教育支援体制整備事業費補助金及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金の増によるものです。

31ページをお願いいたします。16款2項1目. 不動産売払収入383万3,000円の増は、里道の売払収入です。

32ページをお願いいたします。17款1項. 寄附金280万円の増は、企業及び個人からの寄附金で、一般寄附金270万円については、38ページの財政調整基金積立金へ、教育費寄附金10万円については、39ページの南風原町育英会補助金へ同額を計上しています。

35ページをお願いいたします。20款5項7目. 雑入1億7,269万3,000円の増は、主に第3表繰越明許費と第4表地方債補正で説明した庁舎空調機等整備における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金によるものです。

36ページをお願いいたします。21款1項. 町債1億8,130万円の増は、第4表地方債補正で説明したとおりです。

次に歳出について説明いたします。38ページをお願いいたします。2款1項3目. 財産管理費2億7,465

万5,000円の増は、主に庁舎空調等更新工事費の計上によるものです。5目・財政調整基金費2億4,478万2,000円の増は、歳入32ページで説明した寄附金及び今回の補正予算後の余剰金を財政調整基金へ積み立てることによるもので、積立て後の基金残高は9億9,522万7,000円となります。

45ページをお願いいたします。3款1項1目・社会福祉総務費1億5,214万3,000円の増は、主に国民健康保険特別会計の赤字解消を図るため、その他一般会計繰出金に令和2年度赤字見込額1億5,777万円を計上したことによるものです。

51ページから52ページをお願いいたします。4款1項2目・予防費9,032万7,000円の増は、主に第3表繰越明許費及び歳入25ページで説明した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費及びその他の予防接種に係る医師委託料の増等によるものです。

56ページをお願いいたします。7款1項1目・商工振興費2,913万1,000円の増は、地方創生臨時交付金による商品券事業費補助金等の減はあるものの、第3表繰越明許費で説明した地域産業支援金の増等によるものです。

61ページから62ページをお願いいたします。10款2項1目・学校管理費の10節・消耗品費400万円及び17節・備品購入費240万円の増は、第3表繰越明許費及び歳入25ページで説明した小学校における感染症対策事業費の計上です。2目・教育振興費の17節・指導書購入費277万9,000円の増は、第3表繰越明許費で説明した教科書改訂に係る経費です。

63ページから64ページをお願いいたします。10款3項1目・学校管理費の10節・消耗品費200万円及び17節・備品購入費120万円の増は、先ほどの小学校費と同様、中学校における感染症対策事業費の計上です。2目・教育振興費の10節・教科書購入費12万6,000円及び17節・指導書購入費418万9,000円の増は、第3表繰越明許費で説明した教科書改訂に係る経費です。

次に資料2をお願いいたします。この資料2は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業計画の一覧表となっております。番号、事業名称、事業費、補正前、補正額、そして補正後事業費及び財源内訳を明記しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に資料3をお願いします。こちらは庁舎設備等機能強化事業の資料となっております。まず項目、第3次補正予算活用(A)、通常の場合(B)の表となっております。表の下の(1)国の第3次補正予算を活用した場合(A)と通常の場合(B)を比較すると次

のとおりとなります。(A)補助率3分の2、起債充当率90%、交付税措置率50%、(B)補助率2分の1、起債充当率90%、交付税措置率30%となりまして、(A)の場合の事業費が2億7,883万7,000円、補助率が3分の2となりますので1億6,990万2,000円となります。町債が充当率90%ですので9,800万円、その事業費から①、②、③を引いた一般財源が1,093万5,000円となります。また、③町債9,800万円に対しての交付税措置が2分の1となりますので4,900万円が交付税措置となります。町負担の総額は、町債と一般財源を足した額から交付税措置額の4,900万円を引いた町負担額は5,993万5,000円と、第3次補正を活用した場合は町の負担がそうなります。また通常の場合ですと事業費は同額で、補助金が2分の1となりますので1億2,742万6,000円となります。地方債が充当率90%で1億3,620万円、一般財源が1,521万1,000円になりますので、③町債の交付税措置率が30%ですので4,080万円となります。町の負担合計額が1億1,061万1,000円となりますので、今回の国の第3次補正を活用した場合のほうが非常に有利な補助事業の活用となっております。下の(2)です。この事業内容は空調機器、LED、太陽光発電、蓄電池、全熱交換器等を整備する事業となっております。今回、3月補正で予算を提案しております。補助事業の応募期間が令和3年3月9日から4月9日までの期間となっております。事業採択が5月14日となります。ただし、この事業に応募するには、予算を計上していることが必須となります。また(5)として工事(実施設計を含む)プロポーザルを4月1日から4月30日までの期間公募しまして、工事優先交渉先を決定する予定であり、工事完了を1月中旬と見込んでいる予算の提案となっております。以上が、議案第12号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第8号)の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは順を追って質疑をしたいと思います。まず、予算書の7ページの繰越明許費からです。今回、即決の補正予算に関して、議案書が例年より早く配付していただいたと理解します。非常にありがとうございました。一方で、この繰越明許ですけれども、今、最後に説明のあった庁舎設備機能強化事業、国の補正予算ということで有利な財源を活用するための緊急的な補正予算だと理解しています。それに伴って、ここまでの組み立てをしていただいて、それは非常に評価をするところではありますが、一方で、この二、三年続いている3月即決での億単位の事業が

これからも続くようであれば、もう少し、これはどうしても通さないといけない予算だと僕は思うんですね。だから部長、こういうものも含めて、議運とかでもうちょっと丁寧な説明といいますか、ここまで資料がそろわなかったと思いますけれども、今日、直前まで丁寧につくっていただいたと思うのですが、やはりこういう予算があるという、二億七千、八千万円近いものが、この数年続いているわけです。国の都合ですよ、緊急補正ですから。だから出し方というのをもう少し検討していただきたい。冒頭で少しお答えをお願いします。この内容の関連は35ページのところで歳出でもあって、資料でもついていますので非常に分かりやすいと思うのですが、1点、この工事、要するに今やることで5,000万円近く持ち出しの軽減が図られるわけですが、それによって、これまでの優先順位が大きく変わるわけです。幾つかはこれからやろうとしていた事業が、まとめてこれで行えるようになるというのも観点としてありますが、これによって水道光熱費がどれくらい削減されるのか。また、私も一般質問でも申し上げましたが、電気のシステムとか、今、庁舎でも、よく町民からは夜中まで電気がついているとか、要するに効率的な庁舎の電力需要というか、水道光熱費とそういった機能的な、そういったことまで含めて、例えば残業のときに一部の電力で賄えるように、要するにフロア全体をつけなくても、一部のところでできるようになるとか、そういったことも検討されるのか、その辺も含めて、水道光熱費と合わせて削減目標というか、そういったものも教えていただきたいと思います。

次に9ページ、地方債補正ですけれども、この中の減収補填債というのが、例年はあまり聞き慣れないという印象があるのですが、この減収補填債、例えば交付税措置が何%なのかとか、どういったときに使用されるのか、特に今回はコロナでのいろいろな中止とか、予算が変わっていく中でもありますけれども、一方では財調に2億4,000万円という大きな金額を積み立てるわけです。減収補填債について教えていただきたいと思います。

次に12ページ以降の町税ですけれども、ここでは町民税が8,500万円の増、一方で法人税が1,785万円の減ということで、この法人町民税が8%ぐらい減になっているわけですが、これも税ですから、個人町民税とか、県から来るもの、いろいろな試算が来るものがあると思いますが、ここにどれくらい、今回のコロナウイルスの影響によっての減収とか、そういったものが、これで全部なのか、それとももう1回最終補

正があり得るのか。例年の伸びと違ってこれぐらいの伸びに落ち着いているのは、ここで大体コロナの影響が収まっているとか、そういったのが読み取れるのかどうか、お答えください。

次に歳入の21ページです。上の保育料及び主食費ですけれども、これもコロナでの休園分なのかどうか、教えてください。

次に35ページです。学校給食費保護者等負担金ですけれども、こちら3,600万円の減、これは休校の影響なのかどうかと、あと併せて、学校給食の場合に、今回、休校措置もありましたけれども、今年、僕が聞いている話では、米飯の関係とかいろいろあると思うのですが、レトルト食品とかの活用があったように聞こえます。これがどれぐらいの量で、要するに一部の保護者からはレトルトの在庫をしょっちゅう食べさせられているとか、そういう話も聞こえたものですから、どのぐらいの量だったのかとか、ほんの数日だったら分かるのですが、給食のメニューにもレトルト何とか、レトルト何とかとあったと。僕も全部把握しているわけではありませんが、その数とか状況、経緯も含めて教えてください。

次に歳出の38ページです。先ほど少し触れました財調ですけれども、この2億4,400万円という財調が、新型コロナウイルスの影響での、様々な予算が使えなかった影響によるものなのか、それともそういった影響はなく、例年のように節約をしていった結果がこういった状況になっているのか、財調の積立ての状況を教えてください。

次に45ページ、その他一般会計繰出金については国保だと思いますので、これは特会で確認したいと思いますので、よろしく申し上げます。以上、お願いします。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、今回約3億円近くの工事費を提案していますが、今後は、もし議運等で、その時点で分かるのであれば、詳しい資料までは出せませんが、情報提供をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

次に光熱費等の削減、クーラー工事ですが、同事業は二酸化炭素排出量2分の1の削減を目指した事業となっておりますので、現段階ではどれだけ光熱費が下がるということは、これからの試算ですが、二酸化炭素排出量2分の1減を目指していますので、大きく光熱水費の減に寄与するものだと考えております。

続きまして減収補填債ですが、こちらのほうは、通常、減収補填債というのは、法人税割、利子割交付金

等が大幅に減った場合に発行できる起債となっておりますが、これまで南風原町としては、近年は使っておりませんでした。しかし今回、コロナウイルスの影響によって、追加税目ということが増えましたので、地方消費税交付金、そして市町村たばこ税、地方揮発油譲与税譲与金の減収が、これは基準財政需要額、交付税を算定する際の基準財政収入額ですね、収入額の試算と、また国が実績見込みで立てた金額、この乖離分、差額分について減収補填債を発行していいということになっておりますので、今回、その計上をしております。交付税措置につきましては、市町村たばこ税、また地方消費税交付金の従来の1%部分については75%が交付税措置、地方消費税の引上げ分、1.2%に対する分については100%。また、地方揮発油譲与税も100%の交付税措置となっております。また、町税の増減については、こちらのほうは実際の調定額見込みがもう決定していますので、最終補正と考えております。ただ、コロナの減収が収束になったかということではありますが、こちらについては新年度もまだ影響が続くものだと想定されますので、これで終わりということではありません。

あと財政調整基金の増ですが、こちらはコロナの影響で事業が中止になったことから、歳出の補正減もあります。そのようなことから、今回財調が2億円余り積み立てることに、結果になっております。以前は、国保の赤字解消の繰入れが大きかったことから、こういったこととなります。今回はコロナの影響による歳出減が大きな要因と考えております。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。歳入の21ページ、民生費負担金、保育料及び主食費の2,225万4,000円の減についての質疑でございますが、こちらは、コロナ禍における保育所臨時休園が要因となっております。

○議長 玉城 勇君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。学校給食費保護者等負担金のマイナス3,600万円は、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校の欠食分が主な原因です。

レトルトに関して、釜設置を8月に予定しておりました。8月は普通夏休みということで工事を入れていたのですが、コロナの休校が続いたものですから、8月に学校があるということで、急遽、レトルトを用意して、釜設置の期間、正確な数字は持っていないのですが、大体19日分のレトルトを用意させていただきました。メニューに関して、レトルトだけではなくて、

スープがレトルトであれば炊き込みご飯はきちんと業者のほうから取ってメニューに載せて、デザートであったり、そういう工夫をして提供しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時34分）

○議長 玉城 勇君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず7ページの繰越明許と庁舎設備についてですけれども、資料もつけていただいてありがとうございます。部長からもありましたけれども、国の緊急補正予算に対応するというのは、僕は否定はしませんし、ただこれまで、この財政難という状況の中で、やっぱりいろいろな事情を精査して、選択をして、今取り組んでいるわけです。そういった中で、今回5,000万円の優位性があるということなんですけれども、やっぱりこれを優位性がある、そして優先順位があるというのは、僕たちは町民にいかにも説明をするかという役割を担わないといけないわけです。そういうところでいくと、やはり先ほど最後に言った、これによって二酸化炭素という抽象的なところは数値に表れてこないの、水道光熱費でどれぐらい削減する、もちろんこれは計算値でしかないの、実績値にならないかもしれないのですが、これによってこうなるから5,000万円プラス5,000万円と、こういう状況になるからこれをやるんだということを示さない、我慢いただいているいろいろなところに申し訳ないという思いですので、引き続き対応の工夫をお願いしたいと申し上げたいと思います。

次に減収補填債については内容的に分かりました。75%から100%の交付税措置が見込める有利な財源だと理解しました。

次に町民税、個人、法人、たばこ税とかもろもろありますけれども、一旦は令和2年度としての金額はこれがおおむねそうなるかと理解をしました。

次に21ページの保育料ですけれども、これは各園によって若干の差はあると思うのですが、算定の日数とか当然ありますよね。その日数と日割りとか、休校依頼とかそういったものの数字も一応あると理解してよろしいですか。もしあれば算定の資料とかも、日数とかが記載されている資料がもしあれば、後でもらえたら助かります。

次に学校給食ですけれども、確かに、夏休み中にやるものが、夏休みに開いたので急遽の予定だったということなんですけれども、これも基礎になる日数とか個数、

そしてメニューとかあれば、後で教えていただければと思います。

次に38ページの財調については、今回はコロナウイルスによる中止とか様々な影響が大きいと理解をしましたので、再質疑は特にありませんので、以上、そういうふうにご了解しました。もし、理解が違っているというのであれば、答弁をお願いします。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。ほかに質疑はございますか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 中学校でしたら教育委員会になるのでしょうか。8ページの中学校改修工事。新年度のクラス増が年度末に判明というところがあるのですが、クラス増になったいきさつ、そして今、南星中学校と南風原中学校の生徒数、クラス数、1クラス何名ずつ入っているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。クラス増のいきさつですが、沖縄県のほうが、報道でもありましたとおり、12月末頃に中学校2年生、3年生についても35人学級編成をするということがありまして……、2月頃ですね。2月頃にそういうものがありまして、本町としましても、クラス増に対応していきたいということで、今回対応しております。次年度のクラス数ですが、南風原中学校でも2年生で1クラス、3年生で1クラスの増になります。南星中学校も同じように2年生で1クラス、3年生でも1クラス増になります。学級編成については、現在は小学校1年生、2年生は30人学級編成、小学校3年生から中学校1年生までが、現在35人学級編成、中学校2年生、3年生が、現在は40人学級編成になっておりますが、次年度からは中学校2年生、3年生についても35人学級編成になっていくということでございます。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 質疑をさせていただきます。私が中学校の頃ですからもう50年前の話ですけれども、その頃は、南風原中学校の話ですけれども、1クラス47名のクラスもあれば、48名のクラスもあり、という感じの弾力性があったのです。今は、そういったことはないのでですか。一人でも35名をオーバーすると、クラスを設けるといふか、増設するという形を取るのですか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 基本的には、子供たちの学びのためにも、基準に基づいて対応はしていくのですが、やはり途中の転入だったりとか、そういうもので増があったときには、クラスの定員を超えての受入れての運用もございます。なのでその時々

に応じて数名の増はございます。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 クラス増の原因というかいきさつというのは、やっぱり転入、転校のところですか。それが年度末というところの流れで「あれ」と思ったのですが、年度末にそういったことが起こるのかと思って、その辺をお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 今回のクラス増にしましては、沖縄県知事の方針で中学校2年生、3年生も35人学級編成でという方針に基づいて、町も対応しているということでございます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時43分）

再開（午前10時45分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 説明資料の1ページの7ページ、繰越明許についてですが、保育園の改修等事業において建築確認に時間を要したということですがけれども、建築確認に時間を要するということは、例えば一日でできるところを一週間かかりましたとかそういう話ですか。例えばの話ですよ。そういうことですか。それとも建築が遅れたから、確認するのが遅れたということなのか。要するにどこに責任があるのかよく分からないということがありますので、もう少し詳しくお願いします。

それから2ページ、これも繰越明許、10款2項のGIGAスクールのサポーター派遣事業の件ですけれども、これは見つからなかったことによる繰り越しですけれども、10月末の完了予定ということは、それまでに新たに探して、その辺ではスタートさせようということなのか、今決まっています10月からスタートできるということなのではないでしょうか。その辺をお答えください。それと、このGIGAスクールサポーター事業、見つからなくて、要するに、スタートしていないのか、それともスタートしているけれども、ただサポーターの方が足りないという、現在の状況はどういうことなのか、その辺をお聞かせください。

それともう一つは、庁舎の空調設備についてですけれども、二酸化炭素の減における国の予算ができたということですがけれども、町の空調設備というのは、例えば建設して何年で、要するに取替え時期とか、そういった時期等を加味してどうなのか。それと今の空調の状況が悪いのか。取替えなければならないという時期なのか。その辺と国の予算との兼ね合い、国はもう

二酸化炭素を減らすためには、新しいのでもすぐ取替えるということなのか。その辺がよく分からない。その点、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。概要説明でございました繰越明許費の部分で触れられております新規開園予定の小規模保育園改修費等支援事業において、建築確認に時間を要したことによるということについては、この部分、12月から既に契約などを行って行いましたが、まず既存施設の撤去などがございました。その後、既存施設の構造の強度とか、そういったものを確認において時間を要し、今現在、建築確認の申請などを行っておりますので、このような形で建築確認に時間を要したことによるという表記で理由を述べております。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。G I G Aスクールサポーターにつきましては、G I G Aスクールサポーターを事業者に派遣してもらうという事業になっております。現在、受託事業者が見つからなくて、まだ契約自体してございません。内容としましては、10か月間のG I G Aスクールサポーターの派遣ということの内容でございまして、それをまた繰り越しまして、新年度改めて事業者を探して契約をしていきたいと考えております。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 それでは空調についてお答えします。空調の耐用年数が大体13年と言われておりますが、本庁舎が平成10年に建て、今、空調のほうは22年を経過している状況でありまして、以前から、こういった有利な事業はないかということで、いろいろ検討していた中でありまして、今回の取替え時期については、22年間ずっと修繕でつないできたという状況にあります。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、保育園についてはそういうふうに行っているということは、当初からこれは、年度を越すということが分かっていたこととなりますよね。そういった進捗状況を見てみると。そうしたら、建築確認がどうこうということではないのかと僕は思うのですが、理由としては。要するに、当初からそういう予定で、とにかく、いつは何、いつは何とやるわけですから、例えば年度内に全て終わる予定であったものが、それが延びたということだったら、その理由がまたあるはずですが。ただ建築確認が遅れたというのは、どうも僕は、その理由にはならないので

はないかと。もう当初から分かっていたのではないかと思いますけれども、要するに建設が遅れた、建設を始めるスタートが遅れた、そういうものがあるのであれば、それはそれでなるんですが、そういうことではないのかと思うのですが、その辺の皆さんのスケジュールはどうだったのか。全部遅れ、遅れ、特にこれではもう建築確認がということになっていますから。それが本当の理由なのかというのが、理解し難い、私は。もう少しお願いします。

それとG I G Aスクールの件ですけれども、今から見つけるとか、見つからなかったらまた延びるということで、そういう理解でよろしいのですか。その点をお願いします。

庁舎のほうは空調設備がそういう耐用年数もあるということですので、今の空調の状況はどうですか。その辺もついでに説明してもらえませんか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。現在の空調の状況であります。修繕のほうはかなり毎月かかっている状況もございまして。現在設置している氷蓄熱のシステムのエアコンではあるのですが、そちらのクーラーガスのほうも、実際クーラーガスが現在製造されていないという状況もございまして、今後、修繕等とかそういった場合の対応も、今ある分でしか対応できないということで業者からも報告を受けておりますので、早めの改善が必要だということで考えております。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 先に訂正がございませぬ。先ほどG I G Aスクールサポーターは10ヶ月と申し上げましたが、6ヶ月になります。G I G Aスクールサポーターの事業は人の派遣ということでして、今回G I G Aスクールで整備しているネットワークだったり、1人1台端末というのは、そこに遅れはございません。次年度、改めてまた人を見つけて現場の導入、今年度末にいろいろ整備されていますので、4月からG I G Aスクールサポーターを活用して、初期対応等を行ってまいりたいと考えています。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 小規模保育園の建築に関してでございますが、当初、やはりタイトなスケジュールの中で4月1日開園を目指して行いましたが、こちらにありますように、建築確認というものもあります。それ以外に建物の撤去、また既存部分の構造の設計図面の確認、そういったところに時間を要して、記載においては建築確認に時間を要したとありますが、申し訳ございません、少し舌足らずでございましたが、

建築確認以外にも、既存建物の確認、撤去などがあつたということもつけ加えておきます。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 G I G Aスクールについてお伺いします。最初にもそのことを聞いたのですが、要するにG I G Aスクール自体はもうやっていて、ただサポートする方を探していると。その方が特になくても事業者は普通にやっていると。お願いすることによってスムーズにいくとか、何かいろいろレベルアップになるということでよろしいのですか。

○議長 玉城 勇君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 議員がおっしゃるとおりです。

○議長 玉城 勇君 よろしいですね。ほかに質疑はございますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 財産収入でしたか、里道売払いということで、どこかにありましたが、これの場所はどの辺りですか。

○議長 玉城 勇君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。4地区ありまして、与那覇が2件、山川、照屋の4地区となっております。

○議長 玉城 勇君 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 2点お伺いいたします。その前に議長、休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時57分）

再開（午前10時58分）

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 1つ目は、庁舎設備等機能強化の事業ですが、CO₂の2分の1を目指す事業ということですが、今朝の沖縄タイムスにも載っていましたが、自治体の庁舎などの非常電源を72時間持つようにしようという、国が何年か前に呼びかけて始めたと思います。今、我が庁舎の非常電源は何時間持つのか。この事業が終われば72時間に達するかどうか。そしてこの事業は、今後、例えばちむぐくる館とか中央公民館、文化センター、ああいうところにも延びていく可能性はあるのかどうか。この件で3つ目は、非常電源が本庁舎とちむぐくる館、あるいは中央公民館などとつながっているかどうか。多分つながっていないのだらうと思いますけれども、文化センターなど、つながっているかどうか。つながっていればいいのではないかと思います。この件については、この3つ

をお伺いします。

2つ目に、資料2で一番最後の54番、裏面です。緊急事態宣言に伴う地域産業支援事業4,010万円。これは何をしようとしているのでしょうか。やるのが大体決まっているのか。この内容を教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、1点目の庁舎の非常電源は何時間かということ、これについてはしばらく時間をいただきたいと思えます。非常電源の時間が何時間かについては、総務課長が確認してきますので時間をください。また今後、ちむぐくる館と中央公民館でもこの事業が導入できるかということについては、国の事業ですので、年度、年度の予算がつきますので、今後、ちむぐくる館と中央公民館の空調設備が必要なときに、この補助事業が継続してあるかどうかによってきますので、その活用については、現段階では決定はしておりません。また、電源の連携については、他の施設と電源についての連携はしておりません。

○議長 玉城 勇君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 それでは資料2、番号54番の4,010万円の事業について内容を説明いたします。令和3年1月19日に沖縄県がうちなーんちゅ応援プロジェクトということで緊急事態宣言をし、時短営業の依頼をしています。今回、南風原町としては時短営業の要請をした業者以外、県が時短要請をした業者は大まかで言いますと、飲食店営業許可証を受けている業者を県が支援しています。私たちが支援したいのは、その残り、飲食店以外の業者に支援するというので、この事業の制度化を計画しております。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時04分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

休憩します。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時04分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案

第12号につきましては、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第12号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第12号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(午前11時06分)

再開(午前11時16分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第4. 議案第13号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○議長 玉城 勇君 日程第4. 議案第13号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第13号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 令和2年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億917万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,947万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第13号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について概要をご説明いたします。

今回の補正は、単年度赤字解消を図るため、一般会計より1億5,777万円の繰入れを行うこと、県支出金、その他の交付金決定通知や実績見込みに伴い補正の必

要が生じたので、歳入歳出をそれぞれ2億917万7,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は、43億5,947万円となります。

それでは歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。1款1項1目. 一般被保険者国民健康保険税1,503万1,000円増は、令和2年12月末現在の調定額に各節の令和元年度収納率を乗じた額を計上したことによるものです。

7ページをお願いします。5款2項2目. 保険給付費等交付金2億641万8,000円増は、保険給付費の増に伴う1節. 保険給付費等交付金(普通交付金)の増によるものです。

8ページをお願いします。10款1項1目. 一般会計繰入金1億5,569万8,000円増は、2節. 職員給与費等繰入金671万3,000円減があるものの、4節. 財政安定化支援事業繰入金433万3,000円増及び赤字解消を図るため一般会計から繰り入れる、5節. その他一般会計繰入金1億5,777万円の計上が主な要因であります。

9ページをお願いします。12款4項3目. 一般被保険者返納金1,000万円増及び5目. 貸付金元利収入250万円の減は実績見込みによるものです。7目. 歳入欠陥補填収入1億7,546万6,000円減は、歳入8ページで説明しました、赤字解消を図るためにその他一般会計繰入金を計上したことによるものです。

引き続き歳出について説明いたします。11ページをお願いします。2款1項1目. 一般被保険者療養給付費2億1,641万8,000円増は、実績見込みによる計上です。

15ページをお願いします。6款1項1目. 特定健康診査等事業費676万6,000円減は、こちらも実績見込みによるものであります。

18ページをお願いします。9款1項3目. 償還金886万6,000円増は、令和元年度国民健康保険保険給付費等交付金の確定による超過交付額の償還金の計上によるものです。以上が、令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではお伺いしたいと思います。予算書の8ページと9ページのところで、一般会計繰入金の考え方についてです。これは今、ちょうど新年度予算もやっていますが、当初の予算では歳入欠陥補填収入で計上して、おおよそ年度の決算状況を見て、項目を変更して繰り入れていると私は理解しています。この1億5,700万円という金額ですけれども、平

成30年に国保が県単位化され、南風原町においては令和元年に税率を改正したと。そしてこれが税率改正後の2年目と私は理解していますけれども、前年比で歳入欠陥補填収入、この繰入金は例年と比べてどのように推移しているのか。また、県単位化で、新たに歳入歳出に関わって制度的に強化されたとか、制度が変わって影響を受けたとか、そういったことがあるのかどうか。まずこれが1点です。

次に、これまで何度も保険料、国保税の考え方について将来的に、県は税額についても統一を目指しているということで行くと、将来的には現状からいくと値上げやむなしとこれまで答弁されていることと思います。それに当たっては、毎年状況を検証して、判断するという答弁を繰り返しながらされていますけれども、どういう検証をするのか、前年比とも関わりますが、単年度赤字ですので、これを一般会計から繰り入れたほうがいいのかという考え方もあるか、一方では、町民の皆さんからは、国保は国保でやるべきという考え方もあるか。これを金額で判断するのかどうか。それとも平均の保険給付とか医療費で判断するのか。これは金額の場合で判断するという、これが2億円を超えればとか。でも一方では、加入者数は減少傾向にあるわけですね。そうすると1人頭の給付額とか、保険料を引き上げた場合に、負担がどんどんどんどん大きくなっていく。この検証に当たってどういう基準、どういう視点で検証をされているのか。以上2点を教えていただきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、単年度赤字の部分に関する法定外のその他一般会計繰入れの分でございますが、令和元年度までは累積赤字がございましたので、令和元年度は、令和元年度分の単年度赤字を含めて6億7,391万1,000円の法定外繰入をしています。前の年は3億8,700万円、その前は10億円ということで、3年間で20億円程度入れているわけです。それで令和元年度、一旦累積赤字を全て解消したと。ただ、令和2年度においてはまた令和2年度の単年度赤字ということでこの金額が発生しています。累積赤字は別としまして、単年度赤字での比較でいきますと、令和元年度においては約1億3,700万円程度、今回1億5,700万円ですので、2,000万円ほど増える形になっています。その前の年は2億5,300万円とか、その前の年は2億3,000万円、2億4,000円、2億円を超えた単年度赤字が発生していましたが、令和元年度から1億4,000万円前後、1億5,000万円になって、新年度に計上しています予算では、約1億円を歳入欠陥補填収入

でやって、徐々に好転してきていると。その一番の要因は、本会議でも申し上げましたが、前期高齢者交付金。沖縄県全体に国から交付される前期高齢者交付金が年々増えていっているという状況がございまして、その結果、市町村が県に納める事業費納付金はその分圧縮されてきますので、そういった部分では好転してきているという部分が見て取れます。

そういった中で今後の法定外繰入をどうするのかという、金額でやるのかというご質問ですが、まず法定外ですので、そもそも一般会計からの補填はするものではないというのを国も示していますし、県も我々も同じように国保の制度の運営上は好ましくないと考えています。ただしかし、一度にこの部分を全部加入者の税で補うかという、そこはやはり一度に相当な負担が出てきますので、徐々に徐々に税率を改正して、必要な保険料、保険率にまでしていく、していかないといけないと考えています。その税の統一が、県が目指す令和6年度です。そこに照準、目標を持って合わせていく必要があります。標準税率に持って行けば、計算上、赤字は生じないという仕組みになりますので、まずはとにかく標準保険税率に徐々に持って行くべきだと考えます。それから、税の検証という部分に関しては、県は毎年11月に、次年度に向けた事業費納付金等、標準税率等の仮試算をします。それを市町村に示しますので、そういった数字を見ながら、そして1月に本算定ということで、次年度のものが決定してきますので、そういった数値等を見ながら、毎年度検証していくということでございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず、単年度赤字についてのご説明をいただきました。1.3億円、1.5億円という推移であると。以前は2億円余りあったのも確かに記憶していますが、でもその推移の中で、額だけではなくて、先ほど申し上げたように加入者数はわずかに減っているわけです。以前は1万200人とか500人とかあったのが、今は9,700人とかそれぐらいの数に減っているのではないかと思いますけれども、ですから暗に額ではないと思います。要するに総額、繰り入れる金額で判断するわけではないと理解しますけれども、それでいいかどうか。

あともう一つ考え方としては、令和元年でしたか、税率改正のときに、私は当時、税率が段階でいくと中間部分までの引上げに見て取れたわけですから、2段階では大き過ぎて踏み外すのではないかと。今、部長の答弁でいくと徐々に、徐々にと緩やかに聞こえますけれども、一方では、今やっている財政健全化計画の

中では、この法定外繰入というのは、この計画期間の中においては、続けられているわけです。つまり、財政計画だけで見ると法定外繰入を続けて税率改正はしないというふうに見えるけれども、確かに今部長が言うように、徐々に徐々に、薄く薄く改正していけば、別に法定外繰入をしながら税率改正もできる、そういうふうにも見えるわけです。ですから、少なくとも急激な、前回並みの税率改正であれば、今おっしゃった11月に内示が来て1月に決定される。そしてそれから、新年度4月に始まるけど、国保税の支払いは多分6月頃ですよ。ですから1月決定、6月支払い、この間で十分説明ができるのか。僕は、薄く薄くだったらその説明でも足りると思いますけれども、前回並みの税率改正を、毎回検討していくのであればちょっと性急ではないかという懸念があるので繰り返し、繰り返し、質疑をしているところであります。私の理解でいくと、今言うように法定外繰入の金額でもって、やっぱり2億円を超えたら危ないから、すぐ来年から上げようということにはならない。そして一方で、前回並みの税率改正ではなくて、税率改正をするとしても薄く薄く影響を判断しながら考える。今現状から見ると理解しますけれども、そういう考えでよろしいですか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、単年度赤字の分の繰入れについては、被保険者が減っていくからという、総体的に医療費が減るかといいますと、医療費の分は直接そこを直結するような形での医療費の増減というのは難しい部分がありまして、人数がある程度減れば、総体的に医療費は減るはずですが、1人当たり医療費で見ても、毎年の薬価の改定とか診療報酬の改定等で、国民医療費は上がる状況にありますので、保険給付費は、そういった部分では毎年上がっていているという状況です。そういった中で、保険給付費、要するに国保加入者が使う医療費総額に対して、国保の制度では公費が入ってきますので公費で負担する。残りは保険税で負担することになっています。今、その部分が足りないということで、足りない部分を法定外繰入で入れていっているわけです。ですから、令和6年度の税統一に向けては、この足りない部分をなくすという部分で、やはり税率の改正は絶対必要であると。そして、前回の税率改正については、議員は急激なということでございますが、我々は近隣の税の水準とか、それからあの時点での県が示す標準税率と、そういった部分を見極めて、一度に持って行くと急激になるので、その半分ぐらいまでやって、

次はその半分の半分とか、そういった形で随時検討していく必要があるということでの税率改正でありました。

国保においては、税率改正をした場合に、やはり制度上、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがございますので、きちんとその部分は所得がある一定以下であれば、きちんと国、県、市町村がその分補填するという制度がありますので、前回の税率改正においては、我々はその部分もできるだけそういった割合が増えるような形で、所得割の部分とその割合、それをこの軽減した分が、補填される分ができるだけ多くなるような形での税率の試算ですので、そういった部分では、しっかり所得の状況を見ながらの検証をしての結果であると考えています。引き続き、次の税率改正に向けても、毎年、そういった視点で所得割のほうはどうなれば財政、軽減した分の補填が多く入ることができる、そういった部分の視点を持ちながら検証していきたいと考えます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最後ですので、今回の予算については、補正予算でも特に税率改正があるわけではないので、今時点の考え方の確認をさせていただきました。ただ、やはり原点に立ち返ると、県単位化されたにせよ、この国保の制度的な矛盾があるということで、南風原町はこれまで赤字を積み上げてきて、制度的な矛盾だと説明してきたわけです。制度変更を求めてきたわけです。現在も、一般会計から繰入れしている法定外についても、僕はそれが理由の一つとして担保されているものだと理解しますので、先ほど言った医療費の問題、確かに年々上がっていく状況はありますけれども、加入者が減るということは、一方では負担が一部に大きくかかってくるというふうにも感じます。ただ、制度的な矛盾を解決していくということは、これまで何度も答弁されていると思いますので、やはりそこが、僕はスタート地点だと思っていますので、税率改正については、慎重に検討していただくようお願いして終わりたいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今の照屋仁士議員の質疑について一つだけ。国保制度全体の矛盾と言っていることではございません。我々の説明は、平成20年度から導入された前期高齢者支援金の清算の制度において、その部分に関して、沖縄県だけがこの交付金が少なく交付される仕組み、そこを見直してくださいということとずっと要望していたというところをご理解いただきたいと思っております。そういった部分で、この前期高齢

者の方々が増えてきていますので、先ほど申し上げたように、沖縄県全体でも、国から交付される金額は増えてきています。そういった部分で、単年度赤字分も圧縮してきています。そういった状況がございますので、令和6年度に向けても、徐々に、また次の前期高齢者の割合が増えてくると、交付金も多くなってきますので、毎年そういった部分を検証していかないといけないということでございます。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時38分）

再開（午前11時39分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 7ページの保険給付金。県からの交付金ですけれども、2億600万円補正増ということは、医療費が伸びたということですが、割合として、これまでの例年と比べてどういう伸びなんですか。要するに大きく伸びたとか、そんなにでもないとか、そういうのが分かりましたら、その伸びをお伺いします。

それと15ページ、特定健診ですけれども、実績ということで670万円、約700万円ぐらいの減ですけれども、これは健診の受診率45%目安とか、以前にあったけれども、この辺は今どのようになっていますか。約700万円といたらどれぐらいになりますか。2%ぐらいですか。要するに受診率がどのようになっているのか。コロナ禍の影響で病院に行かないということもあったのか。その辺はどのような状況ですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 宮城寛諄議員の質疑にお答えします。医療費の伸びにつきましては、令和2年1月から令和3年1月診療分の13か月分を比較してみますと、コロナの影響で医療費が下がる月もあれば、上がる月、特に歯科で顕著ですけれども、月によっては増減がありまして、この13か月を見ますと保険給付費は3.3%、対前年比増額となっています。

続きまして、特定健診の受診率につきましては、やはりコロナ禍の影響によって、実績見込みによる減はあります。

先ほど申しました医療費の伸びにつきましては、3.3%増というのもほぼ例年並みとなっています。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 医療費の伸びは例年並みということのようですけれども、コロナの影響で月によって

は変わるけれども例年並みだということは、その辺はコロナの影響はそんなにないということなのか。

それと特定健診のほうは少なくなっているというのですが、皆さん方は大体どれぐらいを見込んでいますか。お願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。令和元年度受診率が約38%だったのですが、例年と比べて令和2年度分につきましては下がってくるということになっています。具体的な数字は持ち合わせておりませんが、下がっていることは確かになります。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 休憩で聞いてもいいのですが、この特定健診を受けることによって、ポイントがつかうとかありましたよね。受診すると幾ら、それから看護師さんが来て指導すると。それをやるとまたポイント幾らとやったけれども、それは特定健診の受診率を高めるということで導入したはずなんです。ところが、令和2年度は下がるということ。やっぱりこれはコロナだけの影響なのか。ほかにもいろいろ、皆さん方はどのように考えているのか。ほかにも何か理由があるとか。受診率を上げるためにその辺はどのようにやっていくのか。どういう対策を考えておられますか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この特定健診の受診率については下がり傾向にありますので、我々としても受診率の向上に向けて取り組んでいかないといけないという危機感を持っております。令和2年度につきましては、やはりコロナの影響で自粛期間もありました。それから集団健診等においても日程の変更等も余儀なくされまして、そういった影響もあって、どうしても受診の機会を失って、受ける機会に関してタイミングを失したとか、そういった部分の影響が、コロナによる影響があったことも低下につながっている部分もあろうかと思えます。しかしながら、38%台の受診率ですので、ここはもっともっと受診率を向上させないといけないということで、所管する健康づくり班において、受診率向上に向けた取組について、もっともっと積極的にやっていかないとという部分で、南風原町の健康長寿を目指す上で、やはり特定健診を受けて自分の健康課題を見つけていくというのは重要な部分でございますので、しっかり健康長寿を伸ばす目標に向けて、健診受診率の向上に取り組んでいきたいと考えています。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第13号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第13号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第14号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第14号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第14号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 令和2年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,797万8,000円とする。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第14号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について概要をご説明いたします。今回の補正は、後期高齢者医療保険料の増等により補正の必要が生じたので、歳入歳出にそれぞれ953万9,000円を追加し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は3

億2,797万8,000円となります。

それでは歳入について説明いたします。6ページをお願いします。1款1項. 後期高齢者医療保険料の1目及び2目の増は、被保険者の増等により、調定額が増えたことによるものです。

7ページをお願いします。3款1項1目. 一般会計繰入金40万3,000円減は、人事異動による1節. 事務費等繰入金190万円減及び被保険者の増等による2節. 後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)149万7,000円増によるものです。

引き続き、歳出について説明いたします。10ページをお願いします。2款1項1目. 後期高齢者医療広域連合納付金1,137万2,000円増は、歳入6ページで説明しました徴収保険料及び歳入7ページの後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)の増によるものです。以上が、令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩(午前11時51分)
再開(午前11時53分)

○議長 玉城 勇君 再開します。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第14号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第14号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第15号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第15号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第15号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号) (総則) 第1条 令和2年度南風原町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出) 第2条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 (科目) 第1款 下水道事業収益 (既決予定額) 4億6,181万4,000円 (補正予定額) 1億6,051万4,000円 (計) 6億2,232万8,000円。第1項 営業収益 (既決予定額) 2億3,427万7,000円 (補正予定額) 595万6,000円 (計) 2億4,023万3,000円。第2項 営業外収益 (既決予定額) 2億2,343万3,000円 (補正予定額) 1億5,333万6,000円 (計) 3億7,676万9,000円。第3項 特別利益 (既決予定額) 410万4,000円 (補正予定額) 122万2,000円 (計) 532万6,000円。支出 (科目) 第1款 下水道事業費用 (既決予定額) 5億8,072万5,000円 (補正予定額) 206万3,000円 (計) 5億8,278万8,000円。第1項 営業費用 (既決予定額) 5億1,538万4,000円 (補正予定額) 277万2,000円 (計) 5億1,815万6,000円。第2項 営業外費用 (既決予定額) 4,491万3,000円 (補正予定額) マイナス70万9,000円 (計) 4,420万4,000円。(資本的収入及び支出) 第3条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「不足する額158万2,000円は、引継金158万2,000円で補てんするものとする。」を「不足する額1億5,304万2,000円は、引継金1,435万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,164万2,000円、当年度分損益勘定留保資金9,919万4,000円及び当年度利益剰余金処分額1,785万2,000円で補てんするものとする。」に改め資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 (科目) 第1款 資本的収入 (既決予定額) 2億7,952万1,000円 (補正予定額) マイナス1億2,373万1,000円 (計) 1億5,579万円。第1項 企業債 (既決予定額) 6,315万円 (補正予定額) 970万円 (計) 7,285万円。第2項 補助金 (既決予定額) 5,905万5,000円 (補正予定額) 1,800万円 (計) 7,705万5,000円。第3項 他会計補助金 (既決予定額) 1億5,730万円 (補正予定額) マイナス1

億5,143万1,000円 (計) 586万9,000円。支出 (科目) 第1款 資本的支出 (既決予定額) 2億8,110万3,000円 (補正予定額) 2,772万9,000円 (計) 3億883万2,000円。第1項 建設改良費 (既決予定額) 1億2,840万3,000円 (補正予定額) 2,772万9,000円 (計) 1億5,613万2,000円。(企業債) 第4条 起債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、下水道整備事業債、限度額、補正前の額6,315万円 補正額970万円 計 7,285万円。次の起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正) 第5条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。(科目) 1号 職員給与費 (既決予定額) 5,090万8,000円 (補正予定額) 81万円 (計) 5,171万8,000円。(利益剰余金の処分) 第6条 当年度利益剰余金のうち1,785万2,000円は、次のとおり処分するものと定める。1号 減債積立金1,785万2,000円。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第15号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)について補足して概要を説明します。

今回の補正は、主に下水道使用料と消費税及び地方消費税還付金の実績及び見込みによる増額、国の第3次補正に伴う浸水対策費の雨水事業工事費の増額、資本的収入から収益的収入へ組替え等の必要が生じたため補正を行うものです。第2条. 収益的収入及び支出、第3条. 資本的収入及び支出については、11ページから15ページの予算に関する参考資料で説明します。

第2条. 収益的収入及び支出について。12ページをお願いします。収入、1款1項1目. 下水道使用料595万6,000円増は、使用料徴収実績及び見込みによるものです。1款2項2目. 他会計補助金1億5,143万1,000円増は、14ページ資本的収入1款3項1目から組替えによるものです。1款2項5目. 消費税及び地方消費税還付金189万6,000円増は見込み、6目. 雑収入の消費税還付加算金9,000円増は、実績によるものです。1款3項3目. その他特別利益122万2,000円増は、実績によるものです。

13ページをお願いします。支出、1款1項4目. 総係費81万円増は、日当等の実績及び見込みによるものです。1款1項5目. 流域下水道維持管理負担金196万2,000円増は、実績及び見込みによるものです。1款2項1目. 支払利息及び企業債取扱い諸費70万9,000

円減は、実績によるものです。

第3条. 資本的収入及び支出について。14ページをお願いします。収入、1款1項1目. 建設改良等企業債970万円増は、実績による下水道整備事業債(流域分)の230万円の減はあるものの、国の第3次補正による1,200万円増によるものです。1款2項1目. 国庫補助金1,800万円増は、前述のとおり国の補正によるものです。1款3項1目. 他会計補助金1億5,143万1,000円減は、12ページの収益的収入1款2項2目へ組替えによるものです。

15ページをお願いします。支出、1款1項1目. 建設改良費2,772万9,000円増は、流域下水道建設負担金227万1,000円の減はあるものの、国の補正による雨水事業費3,000万円増によるもので、照屋地区の磁気探査業務委託料と雨水幹線工事、津嘉山北土地区画整理事業区域内の雨水工事を予定しております。

1ページの第4条から第6条の説明については省略します。3ページ以降に予算に関する説明書を添付していますのでご参照ください。以上が、議案第15号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩(午後0時05分)

再開(午後0時05分)

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 すみません、訂正します。13ページの支出のほうで、1款1項4目. 総係費81万円増は「日当」と言ったようですけども「手当等」でございます。訂正いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第15号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第15号 令和2年度南風原

町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第16号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第16号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第16号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) 令和2年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,275万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することが出来る経費は、「第2表繰越明許費」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第16号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について補足して概要を説明します。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、ほとんどが実績見込みによるものです。歳入歳出それぞれ501万2,000円を追加し、補正後の南風原町土地区画整理事業特別会計予算額は5億6,275万4,000円となります。

歳入歳出の内容については、5ページ以降の事項別明細で説明します。4ページ、第2表繰越明許費について説明します。2款1項. 津嘉山北土地区画整理事業3,523万7,000円は、保留地処分金による基金整備事業の、現在発注済み造成工事3件において、コロナウイルス感染症の影響もあり、二次製品擁壁の工事製作に時間を要したため、年度内完了が困難となったもので6月末の完了を予定しています。

次に歳入について説明します。7ページ、1款1項

1目. 保留地処分金1,200万円増は、保留地販売の一般競争入札の実績によるものです。

8ページ、3款1項1目. 土木費県支出金9万8,000円減は、76条建築許可申請実績によるものです。

9ページ、3款2項1目. 総務費補助金401万8,000円減は、本年度工事箇所面積減に伴う磁気探査業務委託費減によるものです。

10ページ、5款1項1目. 繰入金367万2,000円減は、職員の育休で、任用職員代替による給料等の減、一時借入金の利子償還金の実績等によるものです。

11ページ、9款2項2目. 雑入80万円増は、駐車場等借地料の追加によるものです。

引き続き歳出について説明します。12ページ、2款1項1目. 事業費643万1,000円減は、歳入の繰入金で説明した職員の育休による給与等215万円減と、総務費補助金で説明しました磁気探査業務委託料423万1,000円減。10節. 需用費の修繕費未執行の5万円皆減によるものです。

13ページ、3款1項1目. 基金積立金1,200万円増は、歳入の保留地処分金で説明しました一般競争入札の実績によるものです。

14ページ、4款1項2目. 利子55万7,000円の減は、一時借入金利子償還金の実績によるものです。以上が、議案第16号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号につきましては、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第16号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第16号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後0時13分）